

債権者委員会活動実費の寄附のお願い

令和6年5月24日

みんなで作る党 債権者 各位

破産者 みんなで作る党
債権者委員会 事務局

令和6年5月24日債権者委員会説明会でご説明したとおり、これから債権者委員会は、みんなで作る党破産債権者の権利実現のために、各種活動や事務連絡、告訴などを含めた法的訴えを行っていきます。

選任された債権者委員は、可能な限り自費で活動しますが、様々な事務手数料や郵便代などの通信費、交通費、書類作成のための専門家報酬などを支払わねばなりません。概算としておよそ100万円から200万円前後は今後一年間の委員会の活動実費として必要かと思えます。

そこで皆様へはこうした活動のための実費の寄附をお願いしたくご案内を致します。

集まった活動費の概算とその支出先については、債権者委員会で話し合っただけで決まった用途に使わせていただきます。

おひとり可能でしたら5000円ほどから可能な額までのご寄附をいただけましたら、債権者委員会の活動の励みにもなりますので、どうぞ宜しくお願い致します。

寄附は下記の口座までお願いを致します。

もちろん、破産債権者の方でなく、この活動をご支援いただける方からのご寄附もお受けいたします。

【寄附受付先】

城北信用金庫 南千住支店 普通 0161408

口座名義 破産者みんなで作る党 債権者委員会 担当弁護士村岡徹也